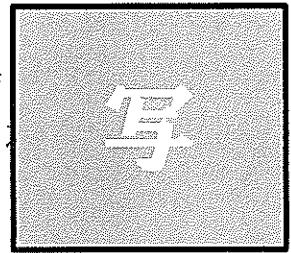




政 委 第 3 8 号
平成 25 年 12 月 16 日

内閣府独立行政法人評価委員会
委員長 上野 俊彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 岡 素



平成 24 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 25 年 8 月 20 日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国立公文書館」の平成 24 年度における業務の実績に関する評価結果について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成 25 年 5 月 20 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について」に記載した重点事項を中心に、政府全体の評価の厳格性及び信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところです。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにした上で改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでおられることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価内容の充実や評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待します。

平成24年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

平成24年度における内閣府所管3法人（国立公文書館、国民生活センター、北方領土問題対策協会）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

【各府省所管法人共通】

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項に加え、別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」も参考にしながら、今後の評価における質の向上、内容の充実等に努められたい。

(内部統制の充実・強化)

<リスクの把握及び対応>

平成24年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」（平成25年5月20日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「具体的取組」という。）において、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題（リスク）の把握及び対応の取組について、リスクが何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価を行っているかについて特に留意すべきとしたところである。

今回、リスクの把握及び対応に関する取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていた。中には、リスク把握の結果抽出された組織全体で優先的に対応すべき重要なリスクが何であるかを一次評価書等で明らかにした上で、これらのリスクへの対応状況の評価している事例もみられた。

今後の評価に当たっては、組織全体によるリスクの洗い出しや監事監査結果等を活用した法人全体のリスク把握の取組について評価するとともに、リスク把握の結果、どのようなリスクが優先的に対応すべきリスクとされ、これらのリスクに対しどのように対応したかを含めて評価を行うことが望ましい。

<原子力施設等の安全管理>

昨今の原子力施設及び大型放射線発生装置（以下「原子力施設等」という。）における安全管理に関する不適切事案等を踏まえ、原子力施設等を有する独立行政法人については、規制当局が実施する評価の趣旨を踏まえた上で、その評価結果や評価結果を踏まえた法人の取組を含めた原子力施設等に関するリスク評価及び保守点検等の安全管理に係る具体的な取組に関する評価を行うことが重要である。

原子力施設等を保有する独立行政法人について、当該評価の実施状況をみたところ、一部の法人におけるこれらの取組に関する評価結果が十分に説明されていない事例があった。

原子力施設等における安全管理に係るリスクが顕在化した場合は人的及び物的な被害が甚大であり、また、安全管理が適切に実施されているかについては国民の関心も高いものである。このため、今後の評価に当たっては、規制当局による評価結果及び当該評価結果を踏まえた法人の取組並びに法人の自主的なリスクマネジメントも含めた安全管理の取組の状況や、評定に至った理由を十分に明らかにすることにより一層厳格な評価を行うことが望ましい。

(成果・効果の明確化)

具体的取組を踏まえ、人材育成業務を行っている法人について、関連業界への就職率、資格取得割合、終了後の活動状況等の業務の成果・効果を客観的かつ具体的に表す指標やそれに対応した実績を明らかにした上での評価が実施されているかについてみたところ、①成果・効果についての記載がないもの、②「成果を上げている。」

「高い評価を得ている。」等の記載はあるものの、成果・効果についての具体的な記載がないもの、③研修等の実施後のアンケート調査等における満足度や有効とする回答の割合等をもって成果・効果があったと評価しており、評価の指標が人材育成業務を実施することにより発現した成果・効果とはなっていないもの等があった。

今後の評価に当たっては、研修等の満足度等ではなく、人材育成業務を実施することにより発現することが期待される成果・効果についての客観的かつ具体的な指標を設定させ、人材育成業務の取組の実績と当該指標に対応した成果・効果の発現状況及びそれらの関連性等を明らかにした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

(受益者負担の妥当性等)

具体的取組を踏まえ、人材育成業務及び検査・試験・評価等業務を行っている法人について、受益者負担の妥当性・合理性について、受益者負担額やコストとの関連性等を明らかにした上での評価が実施されているかについてみたところ、①受益者負担についての記載が全くないもの、②受益者負担額等の実績は記載されているものの、その妥当性・合理性についての評価までは行われていないもの、③受益者負担額について妥当であると評価されているものの、その理由、根拠等が必ずしも十分に説明されていないもの等があった。

今後の評価に当たっては、受益者負担額やコスト等について明らかにし、それらの関連性等について検証した上で、受益者負担額（受益者負担がない場合も含む。）の妥当性・合理性について厳格な評価を行う必要がある。

(施設・事務所等別の評価)

具体的取組を踏まえ、人材育成業務及び検査・試験・評価等業務を行っている法人について、複数の施設・事務所等において行われる業務等に関し、個別の実績を明らかにした上での評価が実施されているかについてみたところ、①施設・事務所等ごとの実績は明らかにされておらず、施設・事務所等全体としての実績に基づき評価しているもの、②施設・事務所等ごとの実績は明らかにしているものの、評価に当たっては、施設・事務所等全体として行っているもの、③そもそも複数の施設・事務所等において当該業務が実施されているか否か明らかにされていないもの等があった。

今後の評価に当たっては、複数の施設・事務所等において人材育成業務及び検査・試験・評価等業務が実施されているか否かについて明らかにした上で、複数の施設・事務所等において当該業務が実施されている場合、施設・事務所等ごとの実績を明らかにするとともにそれぞれ個別に評価を行う必要がある。

(利便性向上に向けた取組)

具体的取組を踏まえ、検査・試験・評価等業務を行っている法人について、標準処理期間の設定、処理日数の縮減、手続の電子化等の利用者の利便性向上に向けた取組に係る評価が実施されているかについてみたところ、①「取組により利便性の向上を図っている。」等の評価が行われているものの、利便性の向上を表す客観的な指標を

用いた評価が行われていないもの、②利便性の向上に向けた取組によって得られた具体的な成果・効果についての記載がなく、評価が行われていないもの、③利便性の向上に向けた取組の実績とそれによって得られた成果・効果について記載されているものの、取組実績と成果・効果の関連性等についての評価が行われていないもの等があった。

今後の評価に当たっては、利便性の向上を客観的に表す指標を設定させ、利便性向上に向けた取組の実績とそれにより得られた成果・効果との関連性等を明らかにした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

(保有資産の見直し)

具体的取組を踏まえ、職員宿舎の見直しの取組についての評価の実施状況をみるところ、独立行政法人の職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣決定。以下「実施計画」という。）において、廃止等の見直しが求められてきたところであるが、それらの実施状況を明らかにしないままに評価を行っている事例があった。

今後の評価に当たっては、見直しの実施状況を明らかにし、見直し内容の妥当性等についても言及した上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

なお、実施計画で廃止等の方針が示されている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直しや有効活用等の取組状況を明らかにした上で評価を行っている事例もあることから、実施計画で廃止等の方針が示されている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設であっても、自主的な保有の見直しや有効活用等の取組状況を明らかにした上で、その妥当性等について評価を行うことが望ましい。

(運営費交付金債務の評価)

運営費交付金債務に関する評価について、大半が平成 24 年度分の運営費交付金の交付額と同年度交付分に係る未執行額とを比較した上での評価は行っているが、23 年度以前交付分の 24 年度末時点における未執行額についての評価はほとんど行われていない。

今後の評価に当たっては、運営費交付金債務残高のうち、評価対象年度だけではなく、過去の年度に交付された分についても、未執行となっている理由及び資金の保有の必要性について評価を行う必要がある。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

【国民生活センター及び北方領土問題対策協会】

上記2法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成25年1月21日付け政委第6号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等

(内部統制の充実・強化)

<リスクの把握及び対応>

評価委員会名	評価結果の概要等
総務省独立行政法人評価委員会	<p>【統計センター】 <評価結果> リスクの把握・対応に関して、<u>調査票及び調査票情報の滅失、破損、漏えい、公表期日前の統計調査結果の漏えい、製表結果の精度の低下、人的・物的リソースの不足をリスクと位置付け、これらのリスクに対応するため、製表業務における品質管理、情報セキュリティ対策、コンプライアンスの徹底及び危機管理に対する対策の取組を行っている。</u>特に、製表業務の品質管理については、製表業務を品質、要員、期限の3つの側面ごとに品質目標を定めた品質管理活動推進策を毎年度策定し、これに基づき取組状況の監視、達成状況の評価、活動内容の見直しといった品質管理におけるP D C Aサイクルを着実に回し、総合的品質管理が実施されており、品質の維持・向上が図られていることは評価できる。また、情報セキュリティ対策では、統計センターが行うべき情報セキュリティ対策基準を定め、全職員を対象に、eラーニング等により周知徹底を図っているほか、情報セキュリティ対策に関する統計センターの信頼性の維持・向上を図るために、公的認証基準であるI S M S認証を平成19年度以降取得・更新し、P D C Aサイクルによる統制がより強化されており、深刻な危機は発生していないことは評価できる。</p>
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p>【国立文化財機構】 <評価結果> <u>組織全体で取り組むべき重要なリスクとして、①適切な人員の確保、②給与削減対応に伴う人事交流の確保、③大規模自然災害等への対応(耐震化等)、④文化財の破損・盗難・劣化等、⑤収蔵庫の不足、⑥電力逼迫下における収蔵庫・</u></p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>展示室等の適切な温湿度管理を把握しており、対応が図られている。</p> <p><実績></p> <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握状況】</p> <p>リスクの把握については、役員会のほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立文化財機構 7 施設連絡協議会（24 年度開催回数：1 回） 法人全体や各施設の課題の整理や連絡・協議を行い、必要に応じて役員会に上程している。 ・国立文化財機構研究・学芸系職員連絡協議会（24 年度開催回数：1 回） 研究調整役のもと、機構内の研究者間の情報交換の場を設け、展覧会企画、機構の取組み、課題等について協議を行い、必要に応じ役員会に上程している。 などにより把握している。 把握している重要なリスクは以下の通りである。 ・適切な人員の確保 業務の拡充・拡大にもかかわらず、人件費削減などにより人員の補充が困難であり、職員の負担が過大となっている。身分的に不安定な任期付きの非常勤職員やアソシエイトフェローによる対応には限界があり、文化財の取扱・展示・調査研究等に必要な専門知識や技術の継承が困難になりつつある。 ・給与削減対応に伴う人事交流の確保 臨時特例法（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律）への対応については、国立文化財機構と従来人事交流を行ってきた大学法人等間で差が生じており、人事交流の継続が困難になりつつある。 ・大規模自然災害等への対応（耐震化等） ・文化財の破損・盗難・劣化等 ・収蔵庫の不足 ・電力逼迫下における収蔵庫・展示室等の適切な温室度管理 <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）に対す</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>【対応状況】</p> <p>リスクに対する対応については、役員会のほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立文化財機構7施設連絡協議会（24年度開催回数：1回） <p>法人全体や各施設の課題の整理や連絡・協議を行い、必要に応じて役員会に上程している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立文化財機構研究・学芸系職員連絡協議会（24年度開催回数：1回） <p>研究調整役の下、機構内の研究者間の情報交換の場を設け、展覧会企画、機構の取組、課題等について協議を行い、必要に応じ役員会に上程している。</p> <p>などにより対応している。</p>
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p>【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】</p> <p><評価結果></p> <p>⑥ 内部統制について</p> <p>内部統制については、理事長の指示の下に、平成20年度に取りまとめた報告書に基づき、①リスク対応に重点を置いた取組、②内部監査の実施、③継続的なモニタリングによる内部進行管理の充実、④施設利用者に係る感染症の蔓延防止対策、事故防止対策及び防災対策等リスク回避・軽減への取組及び⑤業務内容の情報公開等を行うなど、適切な統制環境確保に向けて取り組んでいると認められる。</p> <p>また、のぞみの園の内部統制の課題に対して、組織が一体となって対応する仕組みの構築が有用であることから、職員研修会を実施し、組織が抱える課題を職員一人ひとりの問題として理解・認識して取組を実施し、利用者の福祉サービスの質の向上に努めている。</p> <p>内部統制の取組については、リスク対応計画の取組による業務効率化・有効化状況を調査し評価することが必要であるので、内部監査等において、その実施状況を確認し、監査結果を当法人ホームページに掲載し、内部統制・ガバナンス強化に努めていると認められる。</p> <p><実績></p> <p>① 内部統制の向上を図るための取組</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>○ 平成 24 年度も引き続き、のぞみの園の「阻害要因（リスク）一覧」をもとに、法人として優先的に対応するリスク（以下「優先対応リスク」という。）について計画の策定をし対応した。</p> <p>【優先対応リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活棟における支援・介護などの不備による利用者の骨折、打撲・創傷など ・誤与薬の発生 ・当事者意識の欠如 <p>○ リスク対応計画の策定にあたっては、優先対応リスクに対する現状把握、課題抽出及び課題対応策の策定について、幹部職員、現場責任者及び職場担当者に対して役職縦横的、組織縦横的にヒアリングを実施し、各リスクの内部統制の成熟度の評価結果に基づき行った。</p> <p>リスク対応計画の取組は、各リスクに対する各部所の現在の対応状況・課題、対応策、対応期限及び担当部所等を定め、平成 25 年 3 月までに計画に基づき、担当部所が他の関係部所と連携を図りつつ、リスクの軽減等のための取組を行った。</p> <p>また、リスク対応計画の取組状況のヒアリングを 2 回行い、計画の進捗状況の確認を行った。</p>
農林水産省独立行政法人評価委員会	<p>【森林総合研究所】</p> <p><評価結果></p> <p>内部統制の充実・強化を通じて業務全般にわたる適正化及び運営の改善と活性化を図るため、平成 23 年度に引き続き、PDCA サイクルによる研究所の業務に係るリスクの識別、評価、対応計画の策定を行い、内部統制強化のためのリスク対応の取り組みを進めた。<u>平成 24 年度は、研究所として優先して対応すべきリスクとして、「行政との連携」、「種苗の生産と配布」、「契約地の管理」及び「効果的な広報の推進」の 4 点を選定し、これらのリスクに対して取り組むべき具体的な対応計画を策定したうえで、年度内の実施状況を点検した。</u></p> <p>主な対応計画と実施状況の具体的な例としては、</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>① 「行政との連携」では、林野庁及び森林総研の幹部による会合において、行政要望と研究成果の意見交換を行い、今後対応すべき課題を集約した。特に、行政ニーズの高い低コスト林業、木質バイオマス、及び放射能に関わる分野横断的研究会を組織し、行政ニーズへの活用や今後検討すべき課題を抽出するなどして、研究成果の行政施策への反映に努めた。</p> <p>② 「種苗の生産と配布」では、生産数が限られているエリートツリー原種について、都府県間の配布調整における混乱を回避するため、原種生産見通しにより次年度以降も配布が可能であることを示し、都府県と事前調整を図り、適正な配布決定を行った。また、都道府県の希望時期を踏まえた配布実施について、隠れたリスクを排除し適切な配布が行えるよう、配布実施状況について、都道府県にアンケートを行うこととした。</p> <p>③ 「契約地の管理」では、公益的機能を高度かつ持続的に発揮する観点から、長伐期施業あるいは複層林施業を進めるため、契約の期間延長や権利保全を着実に進める必要があることから、契約管理マニュアルに基づき、契約変更手続きに取り組むとともに、変更登記手続きが行えない契約地については、明認方法により権利の保全を図った。</p> <p>④ 「効果的な広報の推進」では、国民のニーズに対応した効果的な情報を発信するため、広報体制検討委員会を設置し、情報の受け手のニーズを的確に把握することに努めた。また、送付物の内容に合わせた送付先の見直し・仕分け作業を進め、効果的な配布に努めた。さらに、見やすいホームページの作成を目的に、全所的にデザインの統一を図った。一方、刊行物による広報活動の費用対効果を検討し、刊行物のPDF化によるホームページへの掲載を活用し、印刷経費等の軽減を進めた。</p>

<原子力施設等の安全管理>

評価委員会名	評価結果の概要等
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p>【放射線医学総合研究所】</p> <p><評価結果></p> <p>リスク管理について、縦、横の情報共有及び組織ごとの役割の明確化、効率化に目を配り、理事長が良くマネジメントに工夫・努力している。また、リスク管理会議においてリスクの洗い出しに努め、リスクの識別対応が適切に行われ、必要に応じて点検及び見直しを行い、リスクに適切に対応している。</p> <p><実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 最重要リスクとした地震等の自然災害対応について、まず震度6弱を想定し、予想される問題及び対応策について検討することを決定した。これをモデルケースとして、他のリスクについても重要度の高いものを優先し、対応していくことを決定した。 昨年度把握したリスクとして、施設・設備の老朽化対策に関し、今後6年間（平成24年度～29年度）の設備機器改修年次計画を策定したが、24年度は計画に従い、「万一の地震等におけるエレベータ内閉じ込めに即応するため、エレベータインターホンの集合化」等を実施した。 放医研では放射性同位元素、放射線発生装置の使用等及び核燃料物質の使用等（政令第41条該当施設）を行っていることから、放射線障害防止法や原子炉等規制法等を遵守することが課せられており、これらの法令に基づき、<u>放射線障害予防規程や核燃料物質使用施設保安規定等、所内規程を設けている。これらに従い放射線障害の防止に必要な施設、設備等（遮へい、閉じ込め等に必要な施設、設備や放射線測定器等）について点検を行い、維持管理を行うとともに、異常時には、これらの規定等に基づき、異常事態の解消等の措置を講じることとしている。</u>なお、放射線管理区域に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者に対しては、必要な教育及び訓練を実施している。 当研究所には、HIMACをはじめとする放射線発生装置及びそれに付随する施設があり、これら施設の適切な

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>管理は極めて重要な事柄であると認識している。<u>これらの装置・施設に関しては、年間の整備、保守計画を立てて、週例点検や定期点検などを通じ、その健全性をチェックしている。更に、その装置を熟知した研究者、技術者が運転及び管理業務に当たり、役務の運転要員を常時配置し、装置の状況を監視している。</u></p>

(成果・効果の明確化)

評価委員会名	評価結果の概要等
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p>【教員研修センター】</p> <p>＜評価結果＞</p> <p>(研修成果の指標)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。</u></p> <p>④ <u>受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。</u></p> <p>(分析・評価)</p> <p>○ <u>委託研修を除く全ての研修において、受講者の参加率は85%以上であり、目標を達成している。また、有意義回答率、任命権者、各学校長の「研修成果を効果的に活用できている」とのプラス評価、受講者が各地域における研修等の企画・立案、推進で指導的な役割を担っているとの評価はそれぞれ、85、80、80%を超えており、いずれも研修成果の目標を達成しており評価できる。</u></p>
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p>【労働者健康福祉機構】</p> <p>＜評価結果＞</p> <p>平成24年度の業務実績の評価結果（総合評価書）</p> <p>産業保健推進センター等における人材育成（産業保健関係者に対する研修）業務については、研修事業の効果的・効率的な実施を図る観点から、現場で実践できるスキルを体得させることを目的とした参加型研修や、時宜を得たテーマの設定、休日・夜間の開催等の取組により、研修件数及び受講者の有益度調査に係る目標を達成していることは評価できる。</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>(中略)</p> <p>なお、人材育成(研修)業務等について、<u>研修件数等の量的な評価指標に加えて、事業の効果についての客観的な評価指標を設定することが望まれる。</u></p>
<p>農林水産省独立行政法人評価委員会</p>	<p>【水産大学校】</p> <p><評価結果></p> <p>(自己評価に対する評価委員会における検証(委員会における基礎項目評価結果))</p> <p>[所見]</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>二級海技士免許筆記試験合格率の達成目標は、専攻科の受験者中80%であるが、「二級海技士(機関)」においては、76.9%と目標を達成できていない。改善のための対策が望まれる。</u> • <u>三級海技士(航海)の取得率が86.2%に留まっており「すべての学生が三級海技士試験などに合格するように努める。」とする年度計画を達成できておらず、この取得率が100%に達しなかった原因の分析と、取得率向上に向けた今後の取り組みを行う必要がある。</u> • <u>就職希望者の就職率95.5%、そのうち水産関連分野81.5%であり、年度計画の75%以上は確保されており、さらなる充実が期待される。</u>
<p>経済産業省独立行政法人評価委員会</p>	<p>【工業所有権情報・研修館】</p> <p><評価結果></p> <p>3. 行政機関・民間企業等の人材に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>各研修で習得した知識や実務能力は受講生の所属機関で活用されており、研修効果として出願の厳選等の行動につながり、特許審査の迅速化に貢献しているものと認められる。その結果、「2013年には審査順番待ち期間について11か月(FA11)を達成」という特許庁の政策目標が達成できる見込みとなっており、「特許庁の業務の迅速化に資する」という目的に沿った成果として評価できる。</u> ○ <u>受講生のニーズを踏まえたカリキュラム等の見直しを常に実施しており、その結果としてアンケートによる満足度が多くの研修で100%を獲得している点は評価でき</u>

評価委員会名	評価結果の概要等																		
	<p>る。</p> <p><実績></p> <p>○ 特許庁の業務の迅速化等に資することを目的として、民間企業等における先行技術調査の能力不足や重要性・困難性の理解不足を補い、効率的な出願・権利化行動を促すため、<u>民間企業等の検索業務者を対象とした研修（「検索エキスパート研修（上級）」「検索エキスパート研修（意匠）」「特許調査実践研修」「外国特許文献検索のための講習会）」を実施。各受講生は、特許庁審査官の用いる調査手法等の理解を深め、所属企業での業務に取り入れることでより効果的な出願業務等を実施。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 6回（達成度 100%）（平成 23 年度 9 回） ・延べ受講者数 178 名（平成 23 年度 216 名） <p>（中略）※ 上記以外の研修等の実績の列挙あり。</p> <p>○ <u>各研修の受講者は、募集の段階で民間又は行政機関において工業所有権業務に従事している者に限られており、各研修で習得した知識や実務能力は、受講生の所属機関における知財関連業務で活用され、研修効果として出願の厳選等の行動につながり、結果として特許審査の迅速化等に貢献。「2013 年には審査順番待ち期間について 11 か月（FA11）を達成」という特許庁の政策目標が達成できる見込みとなっており、特許庁の政策目標達成に寄与。</u></p> <p style="text-align: right;">（単位：月）</p> <table border="1" data-bbox="564 1451 1340 1518"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2005FY</th> <th>2006FY</th> <th>2007FY</th> <th>2008FY</th> <th>2009FY</th> <th>2010FY</th> <th>2011FY</th> <th>2012FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FA 期間</td> <td>25.7</td> <td>26.7</td> <td>28.3</td> <td>29.3</td> <td>29.1</td> <td>27.3</td> <td>22.2</td> <td>16.1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	2005FY	2006FY	2007FY	2008FY	2009FY	2010FY	2011FY	2012FY	FA 期間	25.7	26.7	28.3	29.3	29.1	27.3	22.2	16.1
年度	2005FY	2006FY	2007FY	2008FY	2009FY	2010FY	2011FY	2012FY											
FA 期間	25.7	26.7	28.3	29.3	29.1	27.3	22.2	16.1											

(受益者負担の妥当性等)

評価委員会名	評価結果の概要等
<p>文部科学省独立行政法人評価委員会</p>	<p>【国立女性教育会館】 <評価結果> <u>これまで無料であった研修参加費について、自己収入の拡大のため一部研修に参加者負担を採り入れたことは評価できる。企業向けセミナーのように組織内への受益が大きい研修や個人の専門性を高めたりする研修を有料とすることは妥当である。しかし、国の施策を推進するための研修などは受講者負担を極力軽減すべきである。そのため受講料設定に当たっては研修内容の趣旨・目的を踏まえて検討してほしい。</u></p> <p><実績> (研修参加料収入) 234千円 【前年度 0千円】 (内訳) ・ 企業を成長に導く女性活躍促進セミナー：受講料 3,000円 ・ 女子学生のためのキャリア形成講座（埼玉県私立短期大学協会との連携授業）：資料代1,500円</p> <p>【日本学生支援機構】 <評価結果> <u>納入金については、準備教育を行う他の日本語教育機関とほぼ同水準であり、利用者に対して妥当かつ合理的な金額であるといえる。</u></p> <p><実績> 【受益者負担の妥当性・合理性】 ○ 日本の大学院・大学・高等専門学校等の高等教育機関に進学を希望する外国人留学生のために、優れた日本語教育と必要な基礎科目の徹底した習得を含めた準備教育を行うため、<u>下記のとおり納入金（選考料、入学金、授業料、教材費、施設維持費、課外活動費を含む）を設定している。</u> <u>この納入金は、東京都内と近畿地区にある、準備教育を行いかつ宿舎を有する他の日本語教育機関とほぼ同水準であり、利用者に対し妥当かつ合理的な納入金</u></p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p data-bbox="596 320 1262 353"><u>をもって、質の高い優れた教育を提供している。</u></p> <p data-bbox="627 365 1054 398">1年コース：納入金 810,000円</p> <p data-bbox="627 409 1118 443">1年半コース：納入金 1,167,500円</p> <p data-bbox="564 504 935 537">【大学評価・学位授与機構】</p> <p data-bbox="552 548 730 582"><評価結果></p> <p data-bbox="552 593 1350 674"><u>他の認証評価機関の手数料を参考にするなど、妥当性・合理性は認められる。</u></p> <p data-bbox="552 685 1350 810"><u>認証評価の評価手数料を引き上げて収支を均衡させるとともに、民間評価機関とのイコールフットイングに近づけたことは評価できる。</u></p> <p data-bbox="564 822 687 855"><実績></p> <p data-bbox="564 866 1337 992"><u>評価手数料については、他の認証評価機関の手数を勘案し、業務の効率化を図りながら、適切な額を設定している。</u></p> <p data-bbox="564 1003 1350 1413"><u>平成23年度においては民間認証評価機関の手数料に準ずるよう、大学機関別認証評価の評価手数料を引き上げた（大学：1学部あたり30万円→35万円、1研究科あたり20万円→35万円）。平成24年度においては、民間認証評価機関の会費を考慮した評価手数料引き上げを行った。（大学：基本費用200万円→360万円、1学部・1研究科あたり35万円→63万円、高等専門学校：基本費用160万円→240万円、1学科あたり20万円→30万円）。</u></p> <p data-bbox="564 1424 1337 1597">運営費交付金については、民間評価機関とのイコールフットイングを図る観点から、上記の評価手数料の引き上げにより平成25年度から機関別認証評価事業に計上していない。</p>
経済産業省独立行政法人評価委員会	<p data-bbox="564 1662 935 1695">【工業所有権情報・研修館】</p> <p data-bbox="552 1706 730 1740"><評価結果></p> <p data-bbox="552 1751 1198 1785">3. 行政機関・民間企業等の人材に対する研修</p> <p data-bbox="552 1796 1366 1968">○ <u>研修の受講料について、特に中小・ベンチャー企業所属の受講者は受講料が無料となっているが、これは政策的重要性に鑑みると必要な措置といえる。その結果、平成24年度の受講料収入と実施コストにおいて不均衡が生</u></p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p><u>じているが、最終的に特許庁の審査迅速化という形で特許庁が裨益することから、<u>妥当な受益者負担となっているものと認められる。ただし、受講者数が現状で十分といえるかは検証が必要と思われる。</u></u></p> <p><実績></p> <p>○ 研修（審査基準の適切な考え方や拒絶理由に対する適切な応答方法に関する知識等を積極的に提供し理解を深めるための研修（「特許審査基準討論研修」「意匠審査基準討論研修」「意匠拒絶理由通知応答研修」）の受講料は、情報・研修館の内部規則に基づき、研修の日数、科目、受講対象者等を勘案して実費相当額が定められている。ただし、<u>中小・ベンチャー企業に所属する受講者は政策的に無料としている等の要因から研修受講料収入額は研修実施コストを下回っており、不足分は運営費交付金を充当している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入額 888 千円 ・支出額 1,381 千円（収支差▲493 千円）
国土交通省独立行政法人評価委員会	<p>【自動車事故対策機構】</p> <p><評価結果></p> <p><u>安全指導業務は事業者が確保すべき安全運行を確実にしめるものであることから、<u>事業者からの手数料収入を基本とし、その手数料は低廉なものに設定しているところである。</u></u></p> <p><u>手数料のあり方については、事業者の多くは中小零細企業であり、経済情勢、経営状況等の事業者の負担能力等を勘案しなければ、受講、受診率の低下を招き、本来の目的である事故の未然防止が図られなくおそれがあるため、<u>事業者を取り巻く現下の厳しい経営環境の下では、慎重に検討する必要がある。</u></u></p>

(施設・事務所等別の評価)

評価委員会名	評価結果の概要等																		
財務省独立行政法人評価委員会	<p>【酒類総合研究所】</p> <p><評価結果></p> <p>イ 酒類製造者を対象とした講習</p> <p>清酒製造技術講習（2回）及び酒類醸造講習（清酒上級コース、本格焼酎コース）は、日本酒造組合中央会と共催し、収支相償の理念に基づき <u>東京事務所と広島事務所で実施した。受講者数、内容等から開催の目的と目標は達成されたと判断するとともに、受講者の満足度も高かった。</u></p> <p>講習業務については、<u>業界からのニーズが高く、受講希望者は定員を超えている状態</u>である。</p> <p><u>酒類製造における伝統技術の継承および酒類業界の発展に向け大きく寄与することから、酒類総研の果たすべき重要な役割のひとつ</u>でもある。</p> <p><実績></p> <p>イ 酒類製造者等を対象とした講習</p> <p>(イ) 清酒製造技術講習</p> <p>清酒製造業者の経験の浅い従業員に対する講習として <u>清酒製造技術講習を東京事務所において次表のとおり実施した。</u></p> <p>講習生OBに特別講義の講師を依頼し、講習生のモチベーションの向上につなげるとともに、「技術・技能チェックシート」を利用して講習生の習熟度の把握に努め、フォローアップの時間を設けるなど、理解度に即した対応を行った。</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年度清酒製造技術講習実績</p> <table border="1" data-bbox="571 1563 1353 1877"> <thead> <tr> <th></th> <th>第 43 回</th> <th>第 44 回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="2">清酒製造業者の経験の浅い従業員</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 24 年 5 月 14 日(月)～ 6 月 22 日(金)</td> <td>平成 24 年 8 月 27 日(月)～ 10 月 5 日(金)</td> </tr> <tr> <td>講習参加者</td> <td>16 人 平均年齢 29.8 才 平均経験期間 34 ヶ月</td> <td>16 人 平均年齢 31.6 才 平均経験期間 32 ヶ月</td> </tr> <tr> <td>受講費用</td> <td colspan="2">日本酒造組合中央会会員 13 万 6,500 円/人、非会員 20 万 4,750 円/人</td> </tr> <tr> <td>講習の概要</td> <td colspan="2">講義科目：酒造概論、原料及び原料処理、麹製造方法、もろみ管理等、31 科目 (外部講師担当 18 科目を含む) 実 習：仕込実習、官能検査実習等、8 科目</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 本講習は国税庁が実施していた講習を引き継いでおり、それを含めた通算の回数となっている。</p>		第 43 回	第 44 回	対象者	清酒製造業者の経験の浅い従業員		実施期間	平成 24 年 5 月 14 日(月)～ 6 月 22 日(金)	平成 24 年 8 月 27 日(月)～ 10 月 5 日(金)	講習参加者	16 人 平均年齢 29.8 才 平均経験期間 34 ヶ月	16 人 平均年齢 31.6 才 平均経験期間 32 ヶ月	受講費用	日本酒造組合中央会会員 13 万 6,500 円/人、非会員 20 万 4,750 円/人		講習の概要	講義科目：酒造概論、原料及び原料処理、麹製造方法、もろみ管理等、31 科目 (外部講師担当 18 科目を含む) 実 習：仕込実習、官能検査実習等、8 科目	
	第 43 回	第 44 回																	
対象者	清酒製造業者の経験の浅い従業員																		
実施期間	平成 24 年 5 月 14 日(月)～ 6 月 22 日(金)	平成 24 年 8 月 27 日(月)～ 10 月 5 日(金)																	
講習参加者	16 人 平均年齢 29.8 才 平均経験期間 34 ヶ月	16 人 平均年齢 31.6 才 平均経験期間 32 ヶ月																	
受講費用	日本酒造組合中央会会員 13 万 6,500 円/人、非会員 20 万 4,750 円/人																		
講習の概要	講義科目：酒造概論、原料及び原料処理、麹製造方法、もろみ管理等、31 科目 (外部講師担当 18 科目を含む) 実 習：仕込実習、官能検査実習等、8 科目																		

評価委員会名	評価結果の概要等																		
	<p>(ロ) 酒類醸造講習 清酒及び本格焼酎に関する <u>酒類醸造講習を広島事務所において次表のとおり実施</u>した。</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年度酒類醸造講習実績</p> <table border="1" data-bbox="571 495 1362 837"> <thead> <tr> <th>コース名</th> <th>清 酒 上 級 コ ー ス</th> <th>本 格 焼 酎 コ ー ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>清酒製造業の若年経営者及び将来経営幹部となる者</td> <td>本格焼酎製造に従事する者</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 24 年 5 月 24 日(木)～ 6 月 26 日(火)</td> <td>平成 24 年 11 月 26 日(月)～ 12 月 21 日(金)</td> </tr> <tr> <td>講習参加者数</td> <td>15 人 (前年度実績 10 人)</td> <td>14 人 (前回実績 15 人)</td> </tr> <tr> <td>受講費用</td> <td>日本酒造組合中央会 会 員 12 万 6 千円/人 非会員 18 万 9 千円/人</td> <td>日本酒造組合中央会 会 員 10 万 5 千円/人 非会員 15 万 7 千 5 百円/人</td> </tr> <tr> <td>講習の概要</td> <td>講義科目：酒類理化学等、19 科目 (外部講師担当 10 科目を含む) 実 習：仕込実習等、10 科目</td> <td>講義科目：焼酎製造法等、23 科目 (外部講師担当 13 科目を含む) 実 習：分析実習等、7 科目</td> </tr> </tbody> </table>	コース名	清 酒 上 級 コ ー ス	本 格 焼 酎 コ ー ス	対象者	清酒製造業の若年経営者及び将来経営幹部となる者	本格焼酎製造に従事する者	実施期間	平成 24 年 5 月 24 日(木)～ 6 月 26 日(火)	平成 24 年 11 月 26 日(月)～ 12 月 21 日(金)	講習参加者数	15 人 (前年度実績 10 人)	14 人 (前回実績 15 人)	受講費用	日本酒造組合中央会 会 員 12 万 6 千円/人 非会員 18 万 9 千円/人	日本酒造組合中央会 会 員 10 万 5 千円/人 非会員 15 万 7 千 5 百円/人	講習の概要	講義科目：酒類理化学等、19 科目 (外部講師担当 10 科目を含む) 実 習：仕込実習等、10 科目	講義科目：焼酎製造法等、23 科目 (外部講師担当 13 科目を含む) 実 習：分析実習等、7 科目
コース名	清 酒 上 級 コ ー ス	本 格 焼 酎 コ ー ス																	
対象者	清酒製造業の若年経営者及び将来経営幹部となる者	本格焼酎製造に従事する者																	
実施期間	平成 24 年 5 月 24 日(木)～ 6 月 26 日(火)	平成 24 年 11 月 26 日(月)～ 12 月 21 日(金)																	
講習参加者数	15 人 (前年度実績 10 人)	14 人 (前回実績 15 人)																	
受講費用	日本酒造組合中央会 会 員 12 万 6 千円/人 非会員 18 万 9 千円/人	日本酒造組合中央会 会 員 10 万 5 千円/人 非会員 15 万 7 千 5 百円/人																	
講習の概要	講義科目：酒類理化学等、19 科目 (外部講師担当 10 科目を含む) 実 習：仕込実習等、10 科目	講義科目：焼酎製造法等、23 科目 (外部講師担当 13 科目を含む) 実 習：分析実習等、7 科目																	
<p>文部科学省独立行政法人評価委員会</p>	<p>【国立文化財機構】 <評価結果> 地方公共団体の埋蔵文化財担当者、博物館・美術館の保存担当学芸員に対する研修、大学や大学院との教育連携を積極的に行い、<u>今後の中核となる文化財担当者に対する人材育成を実施し、着実に成果を上げていくと認められる。</u> また、<u>受講者の満足度も高く、今後も継続が望まれる。</u></p> <p><実績> 主な実績 ① <u>文化財担当者研修（奈良文化財研究所）</u> 遺跡の発掘調査や保存・整備等に関し、必要な知識と技術の研鑽を図るため、地方公共団体等の埋蔵文化財担当者を対象として、専門研修 12 課程の研修を実施し、延べ 156 名が受講した。 研修受講者全員に対するアンケート調査では、全員から「有意義だった」「役に立った」との回答を得ており、充実した研修が実施できた。 ② <u>博物館・美術館等保存担当学芸員研修（東京文化財研究所）</u> 第 29 回保存担当学芸員研修、保存担当学芸員フォローアップ研修、第 17 回資料保存地域研修を、それぞれの趣旨に沿ったプログラムの下で実施し、非常に</p>																		

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>高い満足度を得た。</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>東京藝術大学との間での連携大学院教育の推進（東京文化財研究所）</u> 保存環境計画論、修復計画論、修復材料学特論、保存環境学特論をシラバスに則り開講した。また、実習として文化財保存学演習を1コマ担当した。 これまで中止していた学生受け入れを平成25年度より再開するため、平成25年度修士課程入学の学生募集を行い、入試の結果、1名の合格者を決定した。 ・ <u>京都大学、奈良女子大学との間での連携大学院教育の推進（奈良文化財研究所）</u> 京都大学大学院人間・環境学研究科において5名、奈良女子大学大学院人間文化研究科において3名の研究職員が、客員教授・准教授として各専門分野に関する講義、演習、実習を通して、大学院生の研究指導を行った。 なお、平成24年度の入学生数は京都大学28名、奈良女子大学3名であった。 その他、奈良大学と協定を締結し、5名の研究職員が非常勤講師として、学部生の教育を行った。

(利便性向上に向けた取組)

評価委員会名	評価結果の概要等
<p>文部科学省独立行政法人評価委員会</p>	<p>【日本学生支援機構】</p> <p><評価結果></p> <p><u>日本留学試験利用案内を作成し、試験の利用促進に取り組むとともに、日本留学試験を利用した渡日前入学許可等の取組を促したことで、渡日前入学許可実施校が前年度から増加している</u>ことが評価できる。</p> <p><実績></p> <p><u>利便性を向上させる観点から、平成 22 年度及び平成 23 年度に文部科学省が実施したコンピュータ試験の試行試験の結果も踏まえて、現行の試験をコンピュータ試験に移行する場合の具体的な運用プラン、実施スケジュール、試験問題開発に関する課題、導入費用等を整理し、コンピュータ試験化に関するメリット・デメリットを検証するための調査を実施し、引き続き検討した。</u></p> <p>外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のための出願者を渡日させることなく可否を判定し、入学を許可する「渡日前入学許可制度」を促進している。平成 24 年度は、大学等に対し、日本留学試験の利用や渡日前入学許可等の取組を促したところ、平成 23 年度よりも実施校数が増加したことから、日本留学試験利用者の利便性が向上した。</p>
<p>厚生労働省独立行政法人評価委員会</p>	<p>【医薬品医療機器総合機構】</p> <p><評価結果></p> <p><u>審査等業務について、新医薬品審査業務は、従来からの増員計画が未達成となっているものの、総審査期間について目標を上回っており、総審査期間を平成 23 年度に比べてさらに短縮できたことを高く評価する。このほか、一般用医薬品、後発医療用医薬品等の行政側審査期間の目標を達成したことも高く評価できる。</u></p> <p><u>一方で、新医薬品（通常品目）の総審査期間の目標は達成しているものの申請者側期間の目標が達成できていないことから、承認申請前の段階での治験相談等の実施を要請し、申請資料のまとめ方及びデータの評価を十分に行うこと等</u></p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>を助言・指導していくことや日米欧の規制当局と迅速に対応できるよう十分なリソースの確保等を申請者側に要請するといった取組により、<u>行政側の審査期間の一層の短縮とともに、申請者側期間が短縮されることを期待する。</u></p> <p>医療機器審査業務については、<u>新医療機器（優先品目、通常品目）、改良医療機器（臨床なし品目）、後発医療機器</u>においては総審査期間の目標をほぼ達成できたことは評価するが、改良医療機器（臨床あり品目）は総審査期間の目標を下回った。これは、申請年度が古く、既に長期化した品目の審査を精力的に進めることにより <u>行政側期間の目標は達成したものの、申請者側期間の目標が達成できなかったためであり、今後は、総審査期間の目標が達成されるよう、一層の努力を期待する。</u></p> <p><実績></p> <p>新医薬品の総審査期間（中央値）については、平成23年度までにドラッグ・ラグを解消することを目標として定めた中期計画に基づき、各年度毎の具体的な目標を定めた年度計画を策定しており、<u>平成24年度においては、優先品目は目標9ヵ月に対して実績は6.1ヵ月、通常品目は目標12ヵ月に対して実績は10.3ヵ月と目標を上回っており、増員と研修等による質の向上策の効果が出てきているものと高く評価する。</u></p> <p>これを行政側期間と申請者側期間に分けてそれぞれの審査期間（中央値）を分析すると、優先品目の行政側期間は目標6ヵ月に対して実績は3.8ヵ月、申請者側期間は目標3ヵ月に対して実績は1.5ヵ月、通常品目の行政側期間は目標9ヵ月に対して実績は5.7ヵ月、申請者側期間は目標3ヵ月に対して実績は4.2ヵ月となっている。行政側期間はいずれも目標を大きく上回っているが、通常品目の申請者側期間は目標を下回っていることから、承認申請前の段階で、治験相談等の実施を要請し、申請資料のまとめ方及びデータの評価を十分に行うこと等を助言・指導していくことや日米欧の規制当局と迅速に対応できるよう十分なリソースの確保等を申請者側に要請するといった取組により、<u>申請者側期間の短縮を期待する。</u></p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>なお、<u>新医薬品の平成 24 年度の承認件数は、優先品目で 53 件（平成 23 年度：50 件）、通常品目で 81 件（同：80 件）であり、承認件数全体としては、<u>ほぼ同数だが、審査期間については短縮されており、この点についても高く評価する。</u></u></p> <p>また、その他の医薬品分野の総審査期間（中央値）については、後発医療用医薬品が行政側期間の目標 10 カ月に対して実績は 5.9 カ月、一般用医薬品は行政側期間の目標 8 カ月に対して実績は 4.1 カ月、医薬部外品は行政側期間の目標 5.5 カ月に対して実績は 4.9 カ月でいずれも目標を上回っていることは高く評価できる。</p> <p>※ 新医療機器等についても、上記と同様に実績についての記載あり。</p>
<p>経済産業省独立行政法人評価委員会</p>	<p>【情報処理推進機構】</p> <p><評価結果></p> <p><u>申請者、評価者を交えた三者会議を適宜開催し、評価機関の評価作業と認証機関の認証作業を並行して行い、さらに類似認証事例の内部共有化を行うことで評価認証に要する期間を短縮する取組みを継続的に実施し、中期計画で掲げた 40 日以内を全て達成（最長処理日数は 34 日、平均処理日数は 12.2 日）している</u>など利用者の利便性の向上に寄与していることを評価。</p>

(保有資産の見直し)

評価委員会名	評価結果の概要等
<p>文部科学省独立行政法人評価委員会</p>	<p>【日本芸術文化振興会】</p> <p><評価結果></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」に沿った見直しを進めており、平成23年度に6戸の借上げ宿舎を廃止し、<u>平成24年度には東京地区の借上げ宿舎3戸を廃止した。</u> <u>職員宿舎に関しては、平成22年度から年々減少している。廃止の決定がなされていない宿舎についても、状況に応じて適時方針を見直す等、対応されたい。</u> <p><実績></p> <p>(1) 職員宿舎(8) (東京地区(7)、大阪地区(1))</p> <p>当法人は東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動など業務上の必要から、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要があり、養成研修生の利用も含めた適切な管理運営を図っている。なお借上げ宿舎については平成23年度に6戸、平成24年度に3戸廃止した。</p> <p>25年4月末現在、保有宿舎全64戸(うち4戸を養成研修生が利用)で入居率は76.6%である。その他、借上宿舎が2施設(2戸)あり、入居率は100%である。(東京地区0、大阪地区2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定)に沿った見直しを進めている。23年度に6戸の借上げ宿舎を廃止したことに続き、24年度には東京地区の借上げ宿舎3戸を廃止した。引き続き、宿舎の適切な管理運営に努めるとともに、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、職員宿舎の削減を図る。</u> 一部の宿舎については、養成研修生への貸与を実施し、宿舎の有効活用を図っている。
<p>経済産業省独立行政法人評価委員会</p>	<p>【中小企業基盤整備機構】</p> <p><評価結果></p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>○ 「独立行政法人の職員宿舎見直し計画」（平成 24 年 4 月 3 日公表）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成 24 年 12 月 14 日公表）に示された方針に従い、現在の入居職員が退去次第廃止することとした借り上げ宿舎（5 宿舎）について、24 年度末までに 3 宿舎を廃止したことは評価できる。</p> <div data-bbox="550 589 1364 819" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績> <u>所有宿舎（5 宿舎）については、存置と所有宿舎近辺の借り上げ宿舎への移行とのコスト比較を行ったところ、存置の方が経済的であることから、継続して使用することを決定（24 年度利用率 58%）。</u></p> </div> <p><評価結果></p> <p>○ 職員宿舎の廃止・集約化に係る計画（20 年 3 月策定）に基づき職員宿舎の廃止、改修工事を実施した宿舎への集約化等の取り組みを継続実施しており評価できる。</p> <div data-bbox="550 1050 1364 1281" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績> 20 年 3 月末時点：自己所有 137 戸、区分所有 39 戸、 25 年 3 月末時点：自己所有 103 戸（▲34 戸）区分所有 0 戸（▲39 戸） 廃止宿舎数（所有）：73 戸（▲41.5%）</p> </div> <p><評価結果></p> <p>○ また、<u>宿舎制度の自主的な見直しにより、借上上限額見直し、自己負担の増額等を行い、宿舎に係る法定外福利費を削減（23 年度比 23.4%の削減、20 年度比 58.9%の削減）したことは高く評価できる。</u></p>

(運営費交付金債務の評価)

評価委員会名	評価結果の概要等
<p>経済産業省独立行政法人評価委員会</p>	<p>【工業所有権情報・研修館】</p> <p><評価結果></p> <p>○予算決算差額として約 10 億円が生じており、その主な要因として節減に日常的に取り組まれていることは高く評価できる。一方、<u>予算決算で乖離が生じた部分については、不安定要因はぬぐえないものの、ある程度現実的な予算作成が必要ではないか。</u></p> <p><実績></p> <p>○平成 24 年度における運営費交付金債務は、単年度で <u>1,001,667 千円発生しており、債務残高として 2,182,757 千円を計上。平成 24 年度運営費交付金に対する割合はそれぞれ、10.5%、22.9%となっている。</u></p> <p>○平成24年度における運営費交付金債務の主な発生要因としては、①競争的調達及び出願件数の減少等の外的要因に伴う節減の実施による節減（約5.7億円）、②事業実施内容の見直し等による節減（約2.2億円）、③その他の要因に伴う節減（約1.9億円）等により発生したものであり、事業の未実施や遅れが生じているものではない。</p> <p>○運営費交付金債務残高については、翌事業年度以降において収益化する予定。特に、今後の課題として、特許庁業務・システム最適化計画を踏まえた情報システムの開発が情報・研修館においても発生する見込みであり、第3期中期目標期間開始当初に想定していなかった対応への財源として使用していくことも検討中。</p>